

第2次広島県再犯防止推進計画骨子案（たたき台）（意見と対応）

番号	区分	意見	県の考え方・対応	
1	P1 3 犯罪をした者の現状	○再犯者数及び再犯率 ○Rから再犯者の県内訳 ○犯罪時の就業状況 ○前刑出所時の居住地	データの出典の記載をお願いします	骨子案にデータの出典を追加します。
2	P3 4 実行計画の振り返り (3) 主な取組と成果指標の検証	I 社会の理解促進・支援基盤の強化 (1) 社会の理解促進 「国も市町のどの窓口相談していいかわからない。市町側も窓口相談に来た者の対応について国に問い合わせるケースがあるなど、国と市町の連携体制が課題。」	本表では、現時点で連携体制が全くできていない印象を与えるため、「連携体制」を「更なる連携体制の構築」に修正が適当と見做します。	支援が必要な出所者等については、市町との連携には課題も多いと認識しており、原案のとおり記載します。
3	P4 4 実行計画の振り返り (3) 主な取組と成果指標の検証	II 生活上の基本ニーズの確保・回復 (II) 保健医療・福祉サービスの利用支援 指標名「センターによる福祉等の利用調査1年後の地域定着率」	評価・課題にあるとおり、その数値としても波が生じるものとする。また、支援内容は一律のものではなく、対象者に応じて多様な支援が必要となるものである。このような事例を踏まえながらも、再犯・行方不明になったケースについて、支援内容に関する振り返りをする必要がある。また、当該支援内容に関する振り返りの中では、どのような課題と連携できたか、といった視点も必要とする。また、「1年後の地域定着率」のみではなく、複数年後の地域定着率も見てみる必要があると考える。	「地域生活定着支援センターによる福祉等の利用調査1年後の地域定着率」については、お見込みのとおり、波が生じるものと考えられるため、3年平均で、地域定着率を見ておきます。また、再犯・行方不明になったケースの支援内容に関する振り返りについて、引き続き、司法機関との連携により、再犯理由等の聴取や類似ケース等の情報共有等を通じ、支援内容に関する振り返りや効果検証を行っていきます。「1年後の地域定着率」のみでなく、複数年後の地域定着率を把握する件については、データがないため、今後も、「1年後の地域定着率」を指標とさせていただきます。
4		III 社会参加の実現 (1) 就労に向けた支援 指標名「県が就労支援した者の就労継続率」	3ヶ月後就労継続率のみではなく、6ヶ月、1年なども調査し、また、離職した場合におけるその要因（調査に限界はあるもの）も調査してはどうか。	3か月継続者はその後も就労継続する傾向にあることから「3か月後就労継続率」を設定しています。そのため、現状の指標を踏襲して参ります。
5		III 社会参加の実現 (1) 就労に向けた支援 評価・課題	就労支援に関して、「障害が認定されていなくても無通達等何らかの障害があり支援当初から福祉に集うべきだった者」がいたという事例の報告があること、ミスマッチがあった場合における、雇用主・対象者いずれからも相談できる体制があればより早期にマッチする支援に方針転換できるのではないだろうか。	県から委託している就労支援事業等において、引き続き事業対象者の職業適性の見極めや支援ニーズの把握等を通じ、対応してまいります。
6	P6 6 次期計画の方向性 (1) 刑事司法機関及び市町が連携した地域の息の長い	罪を犯した者の支援に際しての国と市町の連携不足という現状や国の再犯防止推進計画で明確化された域内のネットワーク構築という「県の役割」を踏まえ、県が主体となって刑事司法機関と市町の福祉部局の連携を強化するため、市町における支援検討時に刑事司法機関を参照させるなど、地域における息の長い復旧支援の体制整備に取り組む。	本表では、現時点で適切に業務を行っていない印象を与えるため、「連携不足という現状」を「更なる連携強化が求められる現状」に修正が適当と見做します	支援が必要な出所者等については、市町との連携には課題も多いと認識しており、原案のとおり記載します。
7	P6 6 次期計画の方向性 (3) 就労に係る幅広い相談窓口の設置	「更生保護法の改正により、これまで県が就労支援の対象にしていた者についても、国の支援が可能となったが、今後、国が支援範囲を広げるかについては、現在のところ未定である。（法務省には個別協議を通じて要請済）」	「未定」というのは、法務省からの回答でしょうか？要望したものの未回答という趣旨であれば、「～については、現在のところ未定である。（法務省には個別協議を通じて要請済）」を、「～については不明であるが、法務省には個別協議を通じて支援範囲の拡大について要望している。」に修正が適当と見做します。	国の支援範囲の拡大については、「検討する」と回答があったことから、原案のとおり記載します。
8		法改正により、これまで県が就労支援の対象としていた者についても国の支援が可能となったが、今後、国が支援範囲を広げるかについては、現在のところ未定である。（法務省に個別協議を通じて要請済）」	勾留中の被疑者の特性と就労支援のスピード性からその就労支援は、検察庁が従事するのがより有効と見做しますので、現行どおりで願いたい。	引き続きスピード感を持って対応できるよう、国と調整を図って参ります。
9		I 社会の理解促進・支援基盤の強化 (1) 支援基盤の強化 刑事司法機関及び市町が連携した地域における息の長い復旧支援の推進（新案）	（修正） 刑事司法機関及び市町の福祉事務所、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援事業所等が連携した地域における息の長い復旧支援の推進	骨子案を一部修正します。
10	P7 7 次期計画の骨子（案）について (3) 施策体系と取組の方向性 イ 取組の方向性	I 社会の理解促進・支援基盤の強化 (II) 支援基盤の強化 民間ボランティアの確保・育成	具体的な取組として、 ・保護司の安全な面接場所の確保 ・保護司活動に対する職専免の適用への理解促進 を盛り込んで欲しい。 ※保護司の自宅では、保護観察の面談が困難なケースがあり、対象者の立ち直りのためにも、保護司が安心して面談できる場所の確保が重要であり、対象者の人権や時間的な都合にも配慮しながら、公民館など公共施設が利用できる環境を整えていく必要がある。 ※現役世代の保護司活動に係る環境整備の必要性に鑑み、地方公共団体の現職職員である保護司の職務専念義務の免除について御理解と御協力をいただきたい。	意見を踏まえ、案を検討して参ります。
11		II 生活上の基本ニーズの確保・回復 ・住居の確保 ・地域における居住支援体制の推進（拡充）	刑余者を受け入れてくれる空室の民間住宅の開拓が本県の西部、東部とも必要である。 ※改正更生保護法の施行（2024年10月）による刑余者の施設内処遇から「地域内処遇」への転換、改正刑法の施行（2025年4月）による複数回の再犯の場合の「再度の執行猶予」への転換、判決における更生支援計画を評価し、「更生支援計画が策定されているので…」 「懲役0年、執行猶予0年、保護観察付の地域内処遇とする」。執行猶予付き、保護観察付きで地域ケアに転換している。 そのため、三社会の更生支援計画の進捗の報告では、執行猶予付きで釈放される者が増えてきている。また、服役の満期終了の場合も地域生活への移行支援として保護観察所、刑務所からの居住支援依頼が増えている。 それにより、家賃債務保証保険の審査には通らない人を受け入れてくれた約10棟の家主の住宅が満洲になりつつある。	意見を踏まえ、案を検討して参ります。